

厚木市学校支援プロジェクト推進事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、いじめ、暴力行為、少年非行などの問題行動等に適切に対応し、学校への効果的かつ機能的な援助を行うことを目的とした、学校支援プロジェクト推進事業（以下「本事業」という。）の実施について、厚木市学校支援プロジェクトチーム指導員設置規程に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(学校支援プロジェクトチーム)

第2条 学校支援プロジェクトチーム（以下「チーム」という。）は、児童生徒の問題行動の態様に応じて、各事案別に次の機関等の実務担当者及び関係者により組織し、それらの者が連携して問題行動等に対応する。

- (1) 市立小・中学校
- (2) 県央教育事務所
- (3) 厚木警察署、少年相談・保護センター
- (4) 厚木児童相談所
- (5) 厚木保健福祉事務所
- (6) 民生・児童委員、医師、保護司
- (7) その他チームの活動に必要とする機関等

(事業の内容)

第3条 事業の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 機動的にチームを組織するための実施体制の整備事業
- (2) 機能的かつ効果的なチームの編成による学校支援事業

(事業の実施)

第4条 教育委員会は、学校からチームによる対応要請があった事案について、その適否や構成を検討し、チームによる対応が適切であると判断した場合は、第2条第2項に定める機関等に協力を要請し、チームを編成する。

2 教育委員会は、必要に応じてチーム会議等を開催する。

3 チームは、問題行動を起こす児童生徒に対し、個別指導計画を策定し、直接支援活動を行うものとし、その主な活動内容は次に掲げるものとする。

- (1) 当該児童、生徒に関する情報交換
- (2) 問題行動の事例分析
- (3) 当該児童、生徒の処遇の検討
- (4) 学習指導、生徒指導
- (5) 教育相談等の支援
- (6) 保護者及び学校への支援
- (7) 当該児童、生徒の問題行動により被害を受けた児童、生徒への支援
- (8) その他問題行動等に適切に対応するための活動

附 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 厚木市「サポートチーム」学校支援推進事業実施要綱（平成16年4月1日施行）、サポートチーム指導員に関する取扱要領（平成16年4月1日施行）及びサポートチームの活動等に関する取扱要領（平成16年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。